

平成 29 年 7 月 15 日 (土)
13 時メド 覚書締結時 解禁

【仮訳】

日本国厚生労働省と マレーシア政府間の ヘルスケア分野における 協力に関する覚書

日本国厚生労働省およびマレーシア保健省に代表されるマレーシア政府（以下いずれか一方については「各参加者」と言い、両者をまとめて「両参加者」と言う）は、

両国間に現に存在する友好関係を踏まえ、

ヘルスケア分野における両国の協力を強化しさらに発展させることを希望し、

両国の利益となる恒久的かつ効果的な協力の必要性を確信し、

かかる協力が、両国共通の利益にかなうものであり、また両国の国民の健康増進と社会発展につながるものであると信じて、

以下の認識に至った。

第 1 条

目的

本協力覚書の条件、またそれぞれの国において効力を有する法律、規制、規則また国策を踏まえた上で、両参加者は、両参加者間の平等と相互利益を基本とするヘルスケア協力を強化、促進また発展させるべく努力するものである。

第 2 条

協力分野

各参加者は、それぞれの国において本件主題について律するところの効力を有する法律、規制、規則また国策を前提として、ヘルスケア領域にかかわる以下の分野における協力を奨励し促進するために必要な措置を講じるべく努めるものである。

- (i) 公的健康保険制度とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
- (ii) 栄養
- (iii) 先端医療技術
- (iv) 生物製剤、伝統医薬品を含めた医薬品
- (v) 健康補助食品
- (vi) 化粧品
- (vii) 細胞・遺伝子治療製品（CGTP）
- (viii) 医療機器
- (ix) 疾病管理と監督
- (x) 医療・保健専門家の養成
- (xi) 医療・保健の研究開発
- (xii) その他に両参加者間で相互に取り決めるところのヘルスケアに関する協力分野

第3条

共同技術作業グループの設立

1. さらに協力の具体的内容について練り、プロジェクト、プログラムおよび/あるいは活動を特定し、また本協力覚書の実施を監督するために、共同技術作業グループ（以下「JTWG」と言う）を設立する。

2. JTWG の役割は、次の通りである。
 - (a) 本協力覚書の目的を促進するための方法と手段についての検討
 - (b) 両参加者にとって利用可能な資源と能力を踏まえた上での、協力の具体的な内容についての検討
 - (c) 自らの決定また/あるいは提言の整合性の確保と確実な実施
 - (d) 協力プロジェクト、プログラムおよび/あるいは活動を促進し、また発展させる手段として、適切なタイミングでの会合の開催
 - (e) 本協力覚書の枠組みにおいて両参加者間で締結される事柄全般の実施状況の評価
 - (f) 協力覚書の積極的かつスピーディーな実施を確保するための対策の導入
3. JTWG の議長は、各参加者の代表者が共同で務めるものとする。
4. JTWG の構成と手続については、両参加者が共同で定めるものとする。
5. 各参加者は、会合やトレーニング・イベントに相手方参加者を招くことができるものとする。

第4条

資金の手当て

1. 本協力覚書は、一方参加者が相手方に対するいかなる財政的義務を生じさせるものではない。

2. 本協力覚書に基づくプロジェクト、プログラムおよび/あるいは活動については、各参加者が各自の費用および経費を負担するものとする。
3. 本協力覚書の枠組みの中で実施される協力活動の経費を賄うための資金の手当については、資金および資源の利用可能性を踏まえた上で、ケースバイケースで両参加者が共同で取り決めるものとする。
4. **JTWG** の会合を開催するための経費については、会合を主催する参加者の負担とする。**JTWG** の会合への参加を目的として代表を派遣する参加者は、自らの代表者について旅費および生活費が発生する場合には、これを負担する。

第5条

意見の相違あるいは紛争の解決

本協力覚書のいずれかの内容についてその解釈、実施および/あるいは適用に関して両参加者間で意見の相違あるいは紛争が生じた場合には、いかなる第三者あるいは国際仲裁機関にも付託することなく、両参加者間の協議および/あるいは交渉を通じて円満に解決するものである。

第6条

協力覚書の位置付け

本協力覚書は、両参加国の意図するところについての記録に過ぎず、国内法あるいは国際法に基づく義務を構成あるいは創出するものではなく、またかかる義務を構成あるいは創出することを意図したものではなく、いかなる法的プロセスも生じせしめるものではなく、明示あるいは黙示を問わず法的拘束力あるいは強制力のある義務を構成あるいは創出するものとみなされることはない。

第7条

権利および利益

本協力覚書に含まれるいずれの内容にもかかわらず、本協力覚書に基づく協力の実施によって、いずれかの参加者についてその国家安全保障、国益および公共の利益あるいは公共の秩序、知的所有権ならびに機密および秘密の書類、情報またデータの保護に関わる当該参加者の権利および利益が損なわれる場合には、かかる当事者は、自らの権利および利益が保護され保全されるよう確保するために、適切な措置を講じることができあるいは相手方参加者と協議することができる。

第8条

改定および手直し

1. いずれの参加者も、本協力覚書の全部あるいはいずれかの部分について改定あるいは手直しを書面により求めることができる。
2. 両参加者により確認された改定あるいは手直しは、書面にまとめられて本協力覚書の一部を構成するものとなる。
3. かかる改定あるいは手直しは、両参加者によって決定された日付より有効となる。
4. いかなる改定あるいは手直しについても、かかる改定あるいは手直しの日付時点までの本協力覚書に基づいた協力を損なうものではない。

第9条

開始、期間および終了

1. 本協力覚書は、署名の日付から開始し、三（3）年の間について有効となる。

2. 本協力覚書は、両参加者により書面で確認されるところの期間についてさらに延長することができる。
3. 本条のいずれの内容にもかかわらず、いずれの参加者も、本協力覚書を終了することを意向するところの時点の三（3）ヶ月前までに書面での通知によって相手方参加者に対してかかる意向を通知することにより、本協力覚書を終了することができる。
4. 本協力覚書の終了により、本協力覚書の終了の日付より前に確認済みであるところの継続中のプロジェクト、プログラムおよび/あるいは活動の実施に影響が及ぶことはないものとする。

上記の記録は、かかる記録において言及のある事柄に関して日本の厚生労働省とマレーシア政府が参加するところの協力について示すものである。

.....年.....月.....日に.....において、英語による正本二（2）通に署名するものである。

日本国厚生労働省代表

マレーシア政府代表

.....

.....